

大月税務署からのお知らせ

○確定申告書は、国税庁ホームページを利用すると簡単・便利にいつでも作成できます。

- 1 国税庁ホームページにアクセス

【<http://www.nta.go.jp>】

- 2 「確定申告書等作成コーナー」をクリック
3 「申告書選択メニュー」から該当する項目を選択してください。



☆収入(所得)の種類に応じた申告書が作成できます。

給与還付申告書

年末調整済の給与所得のみの方が、医療費控除、住宅ローン控除などを受ける場合

申告書 A

給与所得、雑所得、配当所得及び一時所得のみの方で、予定納税のない場合

給与所得と雑所得のみの方の申告書

年金収入などを含む雑所得のみの場合及び給与所得と雑所得の場合

申告書 B (青色申告・白色申告)

事業所得や不動産所得などがある場合

給与所得のみの方の申告書

年末調整が済んでいない給与所得又は複数箇所からの給与所得がある場合

分離課税での申告書 (申告書 B と第三表)

退職所得、株式の譲渡及び先物取引に係る所得がある場合

- 4 最後に住所等の入力したら、申告書の印刷を行います。

☆白黒でもカラーでも可能です。

☆源泉徴収票などの添付書類は、「申告書第二表」の裏面に添付します。

- 5 印刷した申告書などは、添付書類と併せてお早めに税務署に提出してください。

☆郵送でも提出できます。

【大月税務署 〒401-8502 大月市御太刀2-8-10】

☆平成17年分所得税の申告と納税は、3月15日(火)までです。

○消費税の確定申告が必要な方も国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用することができます。

※平成15年分の課税売上高が1,000万円超なら課税事業者となりますので原則申告が必要です。

○会社等にお勤めの方で確定申告の必要がない方でも、次のような方は確定申告をすれば税金が戻ってることがあります。



多額の医療費を支払ったとき



マイホームを住宅ローンで取得したとき



年の途中で退職したとき

○申告所得税と消費税の納税は、口座振替をご利用ください。

○電子申告(e-Tax)を利用すると、さらに便利!

国税庁のホームページで作成した申告データに電子署名をして、そのまま送信できます。

詳しくは、<http://www.e-tax.nta.go.jp>まで。

問合せ 大月税務署 ☎(22)3151



おし

都留市の気象

	平成17年11月	平成16年11月	10年間の平均
最高気温	(7) 23.8℃	(2) 22.8℃	23.7℃
最低気温	(21) -2.0℃	(30) 0.9℃	-1.3℃
平均気温	7.9℃	10.7℃	8.9℃
降水日数	1.0mm以上 4日	1.0mm以上 7日	1.0mm以上 7日
降水量	25.0mm	112.0mm	88.1mm
平均湿度	70%	76%	72%

都留市消防署調べ()はその日

確定申告説明会のご案内

確定申告に向けて各種説明会を開催しますので、ぜひご利用ください。

おいでいただく際には、計算器具、筆記用具などをご持参ください。

会場には、所得税・消費税の申告書を自動作成する機械(タッチパネルなど)を設置していますので、ご利用ください。

☆消費税・年金受給者の確定申告書作成説明会

消費税課税事業者及び年金所得がある方の確定申告書作成のアドバイス・受け付けを行います。

日 時

2月1日(水) 午後1時～4時

2月6日(月) 午前10時～正午
午後1時～4時

場 所 市役所 3階大会議室

☆所得税・事業税・住民税共同説明会

所得税・事業税・住民税の申告書の書き方などについての説明と申告書の受け付けを行います。

日 時 2月1日(水)

午前9時30分～正午

場 所 市役所 3階大会議室

問合せ 大月税務署 個人課税担当

☎(22)3153